

米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により策定する米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第4次計画）（以下「推進ビジョン」という。）の案について検討するため、米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進ビジョンの案及び当該推進ビジョンの案の作成に関し必要な事項について意見を取りまとめ、これを教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種関係団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、教育委員会が招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。